



武尊山の南麓に広がるみのりある農村の原風景をみなで守り、
育て、

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物
条例
手 引 き

川 場 村



はじめに

立看板や案内誘導板などの屋外広告物は、広報・宣伝媒体の一つ、施設誘導を行う上で重要なものですが、無秩序に氾濫すると景観が損なわれ、また、その管理が適正でないと公衆に危害を及ぼすおそれもあります。

本村における屋外広告物の規制は、群馬県屋外広告物条例に基づき行われてきましたが、平成22年10月に景観行政団体に移行したことに伴い、本村独自の条例を制定することができるようになりました。

このため、川場村では、村の財産である“農林業の営みによる美しい田園景観”を守るとともに、観光むらづくり振興のため、川場村景観計画に即して村独自の屋外広告物条例を制定し、規制・誘導を行うこととしました。

屋外広告物を表示する際には、条例に定められたルールを、村、村民及び事業者、広告主及び屋外広告業者みんなで守り、美しい景観を次世代に継承していきましょう。

目次

屋外広告物条例の目的など	P. 2
規制の概要	P. 5
許可申請の手続など	P. 17
屋外広告業の登録	P. 19
違反広告物に対する措置	P. 19
広告物の設置、管理、補修に対する助成	P. 20
川場村美しいむらづくり審議会における審議	P. 20

屋外広告物の表示又は設置をご計画の際には、川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例及び川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例施行規則をご確認ください。

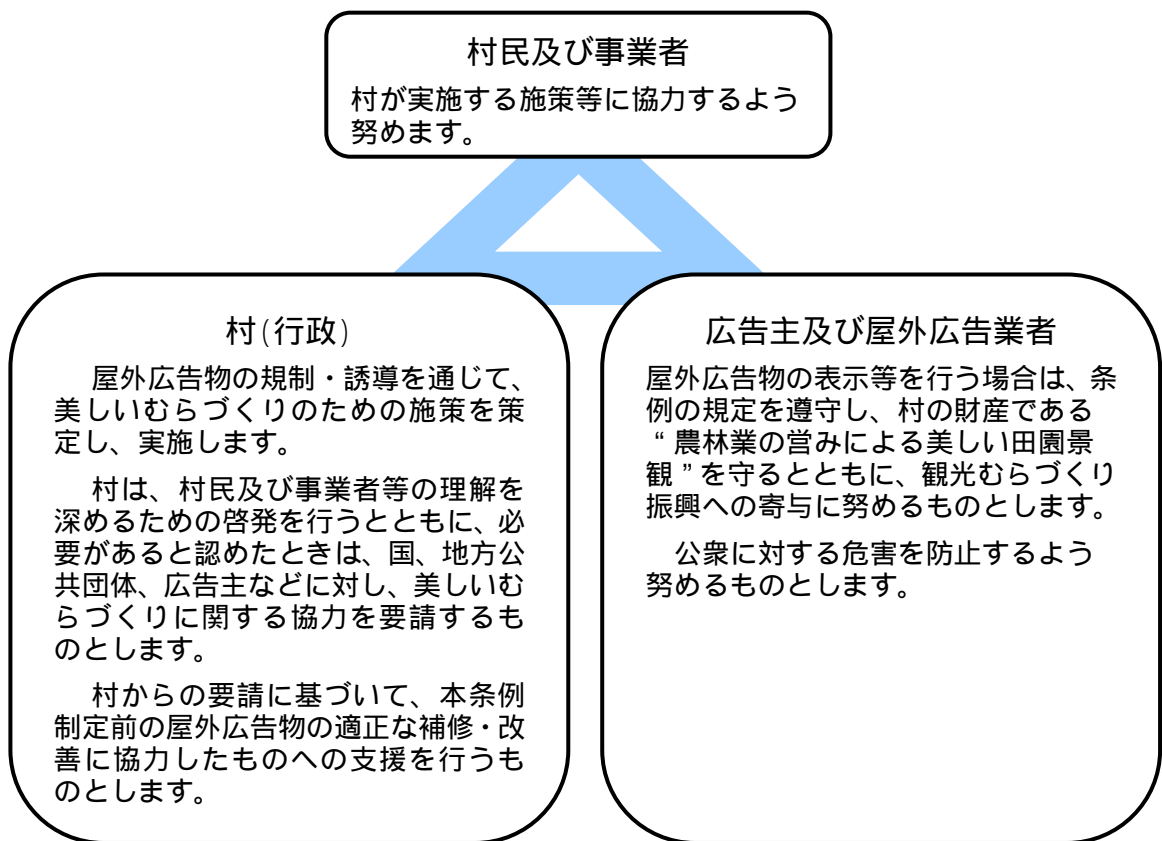
屋外広告物条例の目的など

【 1 屋外広告物条例の目的 】（ 条例第 1 条 ）

川場村美しいむらづくりのための屋外広告物条例は、屋外広告物法及び景観法並びに「川場村みんなで作る美しいむら条例」の規定により定めた川場村景観計画に基づき、屋外広告物について必要な規制・誘導を行うことにより、村の財産である“農林業の営みによる美しい田園景観”を守るとともに、観光むらづくりの振興を目的とします。

【 2 責 務 】（ 条例第 2 条 ）

村及び村民等並びに広告主等の責務を定めています。



【 3 屋外広告物の定義 】(屋外広告物法第 2 条)

条例の規制対象となる屋外広告物は、営利、非営利の別を問わず、次の 4 つの要件をすべて満たす広告物をいいます。

(1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの

街頭で配布されるビラやチラシの類のように定着して表示されないものは、屋外広告物になりません。ただし、これらのものが電柱や塀などに貼られると定着するため、屋外広告物となります。

(2) 屋外で表示されるもの

屋外に向けて表示されるものであって、屋内や自動車の内側にある広告物は、屋外広告物ではありません。

(3) 公衆に表示されるもの

不特定多数に対して表示するすべてのものではなく、建物の管理権等から総合的に判断されます。たとえば、閉鎖的な中庭を有する建物の外側にあっても、その中庭に向けて表示されている場合は、公衆に表示されるものとして取り扱いません。

(4) 看板、立看板、はり紙、はり札や広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

「その他の工作物等」とは、広告塔、広告板ばかりでなく、もともと広告物の表示の目的をもったものではない煙突や塀などを意味し、これらを利用して表示するものも屋外広告物です。

【 4 その他の用語の定義 】

本手引中で使用する用語の定義は、次のとおりです。

(広告主)

自ら広告物等を表示し、又は設置する者及び屋外広告業を営む者その他の者に委託し、又は依頼してこれらの行為を行わせる者で、川場村、沼田市及び利根郡内に案内広告物又は広告物を対象とする施設を有する者をいいます。

(屋外広告業)

屋外広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

(管理責任者)

屋外広告物の補修その他の適正な管理のため、許可を受けて、表示面積が10㎡を超える固定広告物（地上・壁面広告物等）を表示・設置する場合に、一定の専門知識を有する管理責任者を設置することが義務付けられています。

(自家広告物)

自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を広告するため、自己の住所又は事業所、営業所その他自己の営業の用に供する物件若しくは敷地又は敷地への主要な出入口部に表示し、又は設置する屋外広告物をいいます。

(非自家広告物)

自家広告物以外の屋外広告物のことをいいます。

(案内広告物)

非自家広告物の一種で、特定の施設や場所への案内誘導を目的とした案内誘導広告物と、主に公共団体や公共的団体が設置する地図、路線図、鳥かん図などの案内図板に区分されます。

(適用除外)

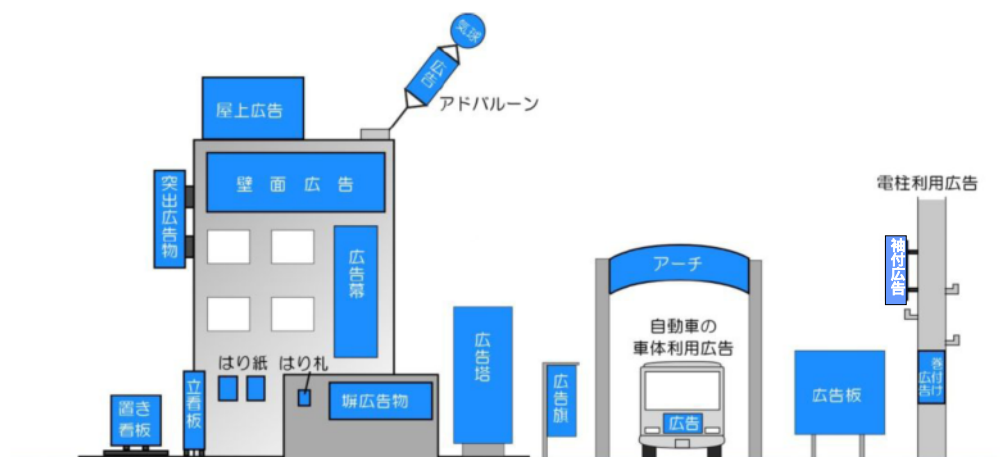
例外的に、制限地域や禁止物件に表示することができる屋外広告物や許可地域で許可を受けずに表示できる屋外広告物などを定めたものが適用除外です。自家広告物や案内広告物をはじめ、社会生活に必要な様々な屋外広告物が適用除外として規定されています。

(簡易広告物)

人手等で、容易に取り外し又は移動させることができるはり紙及びはり札、広告旗（のぼり旗）、立看板と、短期間表示される横断幕、アドバルーンのことをいいます。

屋外広告物の種類

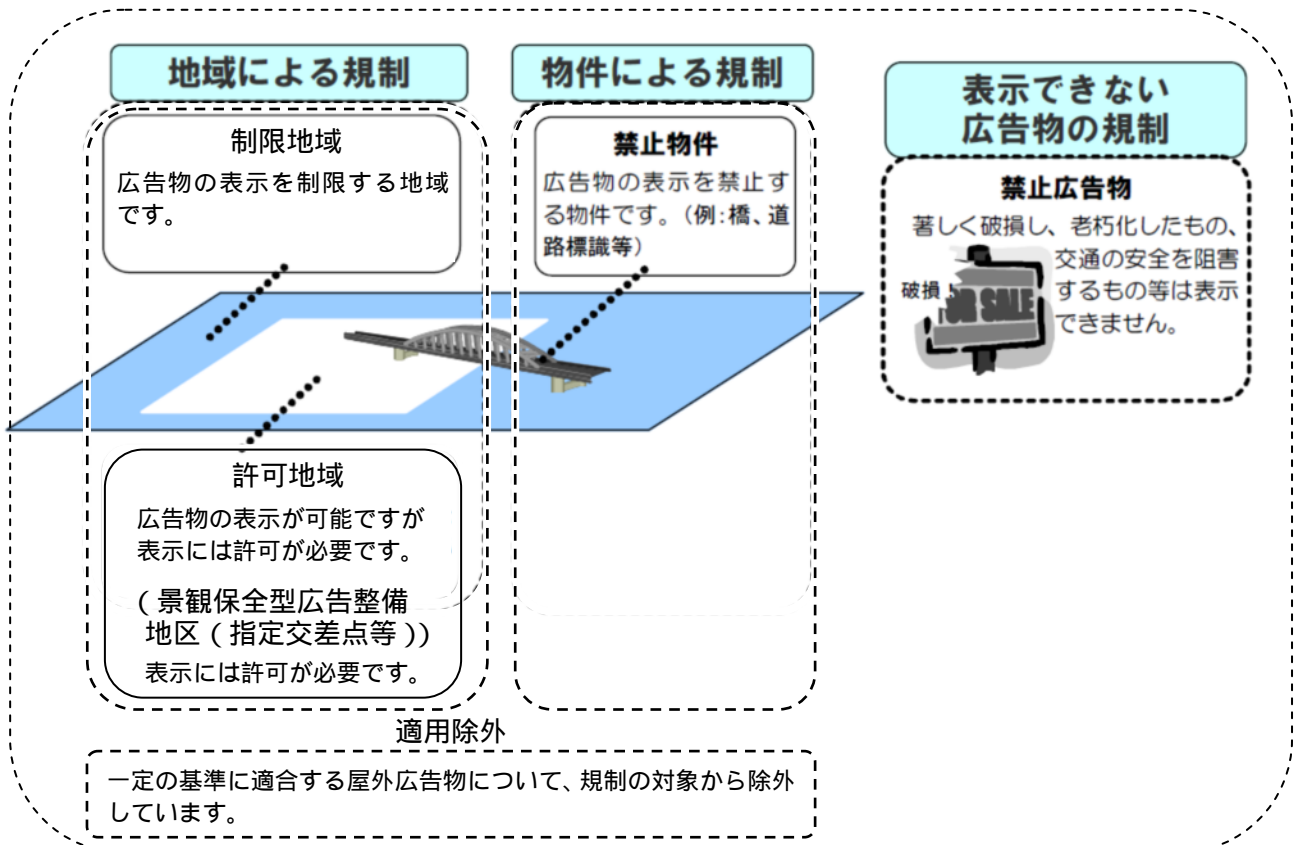
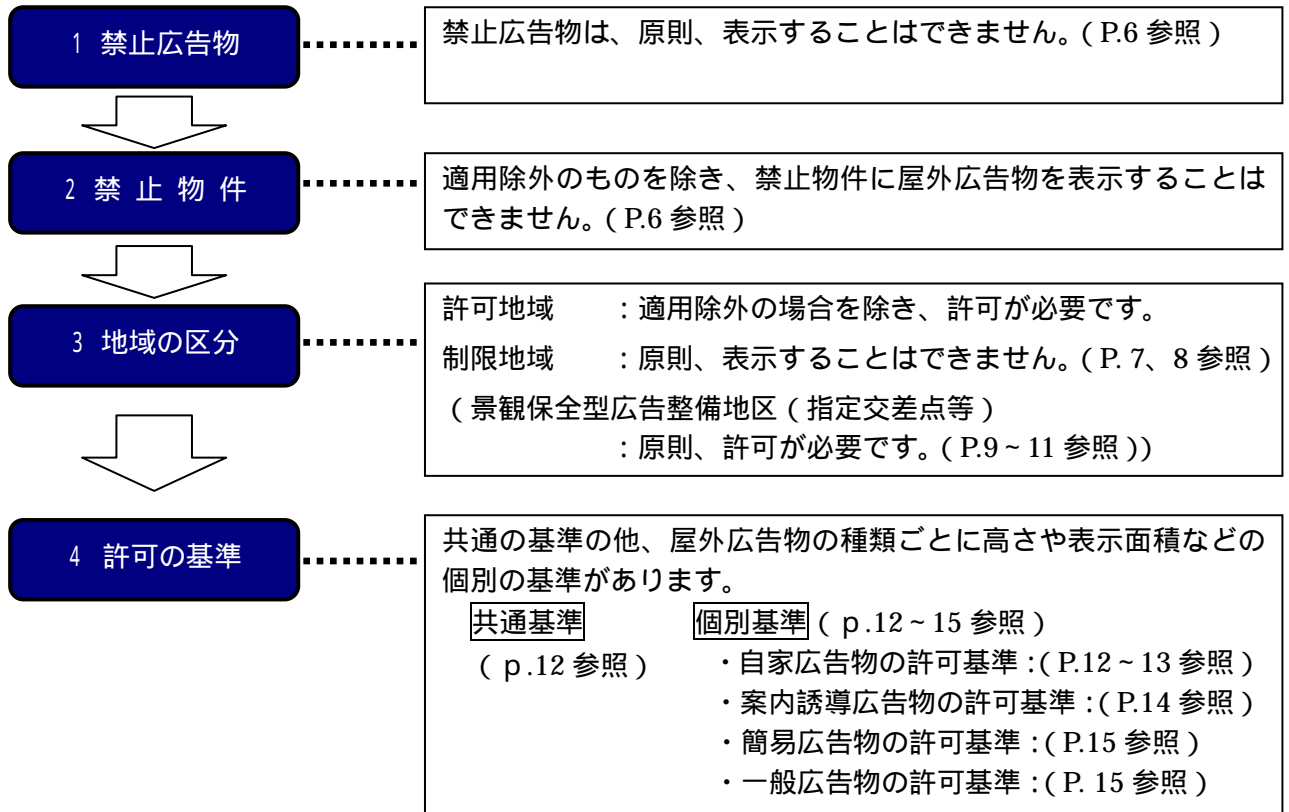
(イメージ)



規制の概要

屋外広告物を表示する場合には、当該屋外広告物に係る基準によらなければなりません。

【基準等の確認手順】



1 禁止広告物 [表示できない広告物の規制](条例第4条)

禁止広告物は、いかなる場合においても表示することができない屋外広告物です。

- (1) 著しく汚損し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- (4) 信号機、道路標識、道路工事中用標識等に類似、又はこれらの効果を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

次に掲げる種類の広告物又は広告物を掲出する物件は、原則として、表示し、又は設置することはできません。

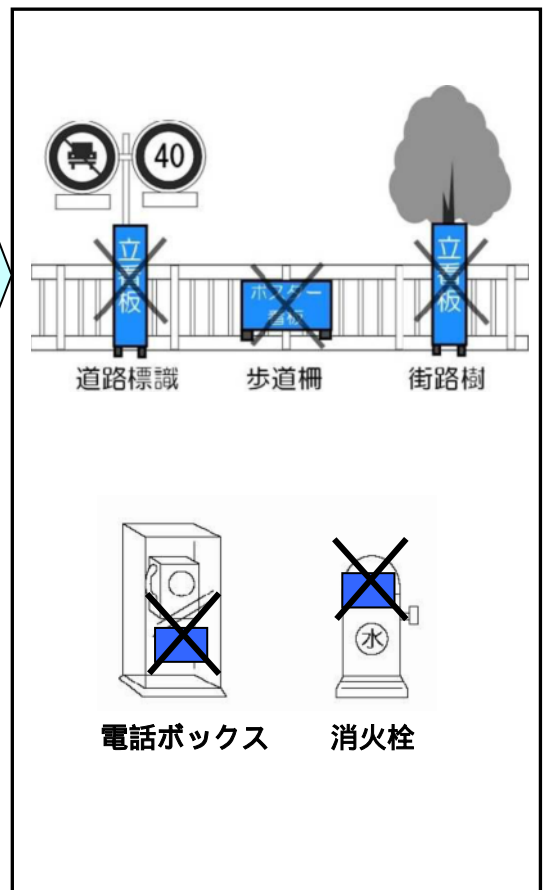
- (1) 屋上広告物
- (2) 突出広告物(自家広告物は除く)
- (3) 壁面広告物(自家広告物は除く)
- (4) 塀広告物(自家広告物は除く)
- (5) 広告板・広告塔(自家広告物及び案内広告物は除く)
- (6) 置き看板(自家広告物は除く)
- (7) 電光掲示板等
- (8) アーチ広告物
- (9) 広告幕
- (10) アドバルーン

2 禁止物件 [物件による規制](条例第5条)

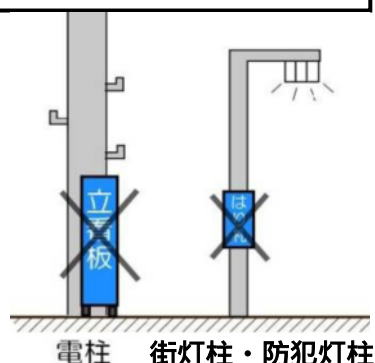
禁止物件は、屋外広告物を表示することができない物件です。(適用除外のものを除く。)

(1) 次の物件には、原則として屋外広告物を表示することはできません。

橋りょう、トンネル、高架構造物、分離帯
石垣、擁壁
街路樹、路傍樹、保存樹
信号機、道路標識、カーブミラー、ガードレール又は歩道さく、こま止め、里程標
消火栓、火災報知機、火の見やぐら
郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、路上変電塔
送受信塔、照明塔、煙突等
ごみステーション、バス停
石像、銅像、神仏像、記念碑等
景観重要建造物、景観重要樹木
道路の路面



(2) 電柱及び街灯柱等には、はり紙、はり札、立看板を表示することはできません。



3 地域の区分 [地域による規制] (条例第6条、7条)

村内の全ての地域が『許可地域』か『制限地域』のいずれかに区分されます。

(1) 基本的な地域の区分

規制緩い

規制厳しい

広告の種類	規制地域 (基本的な地域の区分)	許可地域 (条例第6条)	制限地域 (条例第7条)
			<ul style="list-style-type: none"> 原則として、屋外広告物を表示する場合に、許可が必要となる地域です。 主要な道路の沿道など、美しいむらづくりに向けて地域の景観特性に配慮すべき地域又は場所を指定しています。 <p>1)川場村の財産である“美しい田園景観”を守る上で、景観構造、眺望景観、また、連続して見られる景観を重視して、重点的な景観配慮が必要であると考えている地区、景観計画で定める準計画地区及び景観形成重点地区などで、村長が規則で指定する区域</p>   <p>2)その他村長が特別に必要と認めて指定する地域又は場所</p>
自家広告物 自己の敷地内等で、自己の住所、営業所、工場等に自己の氏名、店名、事業内容等を表示するもの 	<p>総面積 5 m²を超えた場合は、すべて許可が必要です。</p> <p>4 許可の基準 の共通基準及び個別基準ア～オをご確認ください</p> <p>許可基準に適合し、総面積 5 m²以下の場合は設置できます。(許可申請不要)</p> <p>総面積 = 敷地にある全ての広告物の面積を合算したもの</p>	<p>総面積 5 m²を超えたものは設置できません。</p> <p>許可基準に適合し、総面積 5 m²以下の場合は設置できます。(許可申請不要)</p> <p>総面積 = 敷地にある全ての広告物の面積を合算したもの</p>	
案内誘導広告物 目的地までの誘導を図るもの 	<p>すべて許可が必要です。</p> <p>4 許可の基準 の共通基準及び個別基準カ、キをご確認ください</p>	<p>原則、設置できません。</p>	
簡易広告物 はり紙、立看板、のぼり旗等 	<p>以下の基準を超えた場合は、すべて許可が必要です。</p> <p>4 許可の基準 の共通基準及び個別基準クをご確認ください</p> <p>自家広告物で、表示する個(枚)数が敷地の接道延長距離(m)を3で除して得た値以下の場合は、設置できます。(許可申請不要)</p>	<p>総面積 5 m²を超えたものは設置できません。</p> <p>許可基準に適合し、総面積 5 m²以下の場合は設置できます。(許可申請不要)</p>	
その他一般広告物 ・電柱広告物 ・街灯柱・防犯灯利用広告物	<p>すべて許可が必要です。</p> <p>4 許可の基準 の共通基準及び個別基準ケ、コをご確認ください</p>	<p>設置できません。</p>	

許可地域

[規則] 次に掲げる河川や道路及び当該道路の路端から両側それぞれ20メートルの範囲内にある地域

薄根川（姥堂橋～川久戸橋）

望郷ライン

主要地方道平川横塚線（原田坂上～武尊橋）

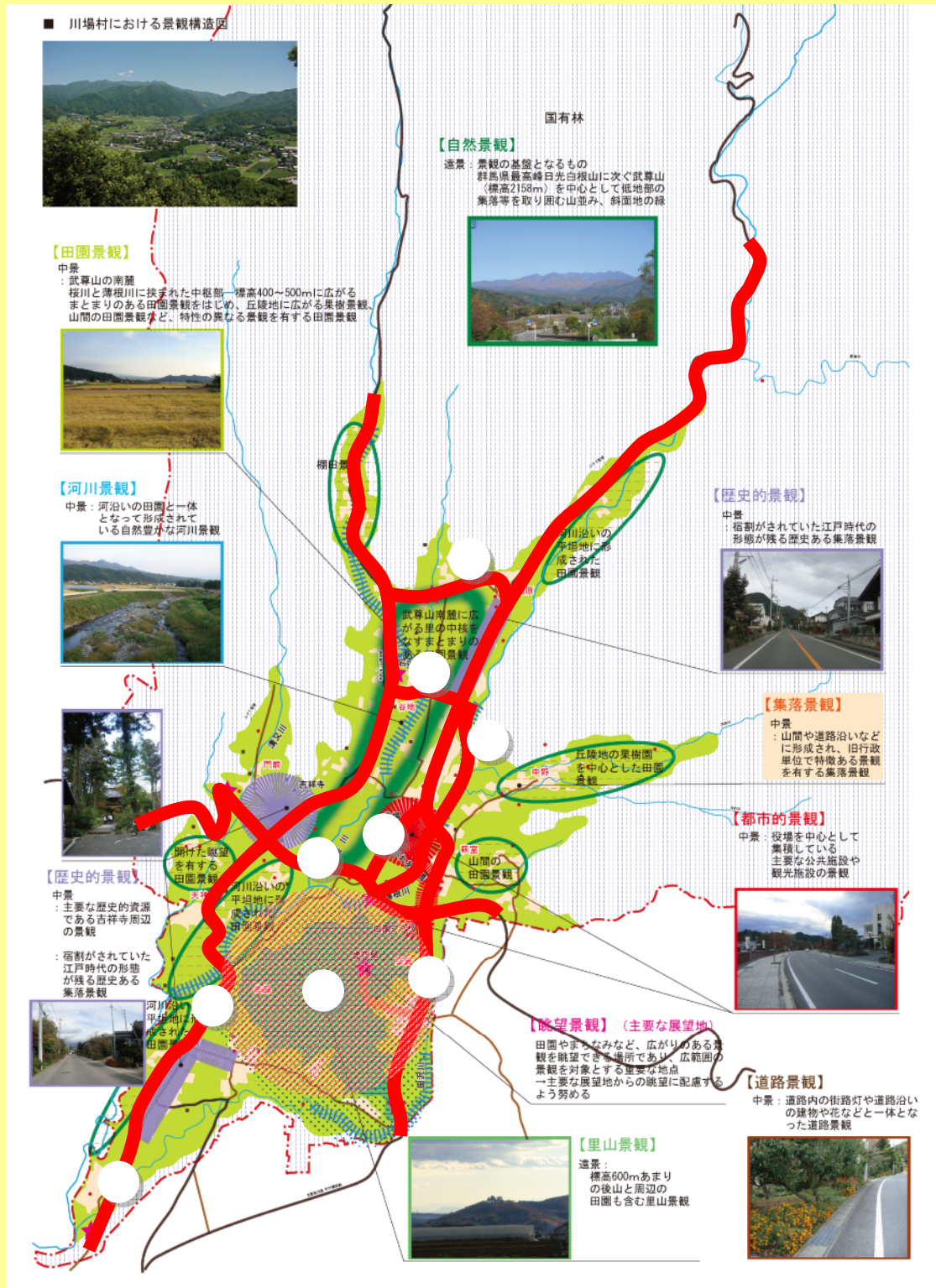
県道富士山横塚線（村道生品下り線字大岩～堀切橋）

村道生品下り線字大岩から村道川場沼田線横塚町字下宿浦まで
役場前道路（望郷ラインから主要地方道平川横塚線まで）

後山周辺（後山を中心として周辺の主要道路に囲まれた範囲）

村道上界戸線

村道谷地中央線



(2) 特別な地区

基本的な地域の区分以外に、特別な地区として次の制度を設けています。

区分	制度の概要
<p>景観保全型広告整備地区 (条例第8条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 許可地域及び制限地域において、美しいむらづくりのため、良好な広告物又は掲出物件の新設、改修等を図ることが特に必要な地区を指定します。 当該地区における屋外広告物の表示等に関する基本構想や表示等の方法などを定める「基本方針」を策定します。 屋外広告物を表示する場合に、各地区の基本方針への適合や許可が必要となる地区です。 <p>【村長が規則で指定する区域】</p> <ol style="list-style-type: none"> 村内への誘導、村内主要観光資源への誘導を考える上で、屋外広告物が重要な役割を果たす主要な交差点 観光資源を有し、特色ある景観を有する地域や場所において、地域の景観特性を維持・活用する上で屋外広告物が重要な役割を果たす地区 <div data-bbox="1158 875 1374 1155" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">吉祥寺</p> その他、村長が特別に必要と認めて指定する地区又は場所
<p>屋外広告物協定地区 (条例第9条)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者等は、村長への申し出により、当該区域の景観形成を目的とする協定地区として認定を受けることができます。 <div data-bbox="1066 1494 1374 1751" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">中野地区：りんご園の統一された看板</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定地区の指定を受けようとする場合には、事前にその全員により、対象区域や屋外広告物の表示等の方法などに関する協定の締結が必要です。

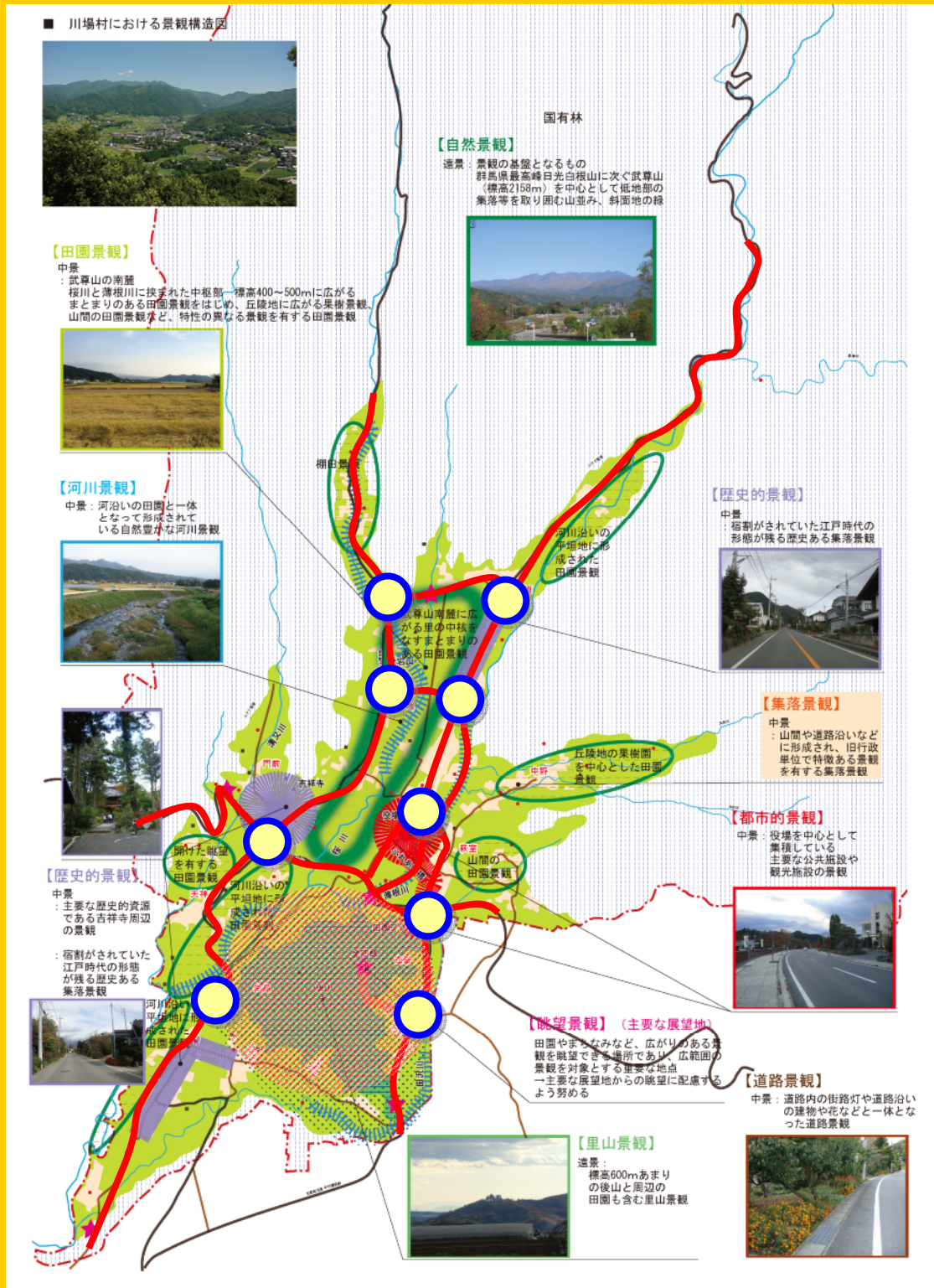
景観保全型 広告整備地区

-  指定交差点
-  許可地域

1) 村内への誘導、村内主要観光資源への誘導を考える上で、屋外広告物が重要な役割を果たす主要な交差点（指定交差点）

[規則] 次に掲げる交差点及び交差点の外縁からそれぞれ半径 20 メートルの範囲内にある地区

- | | | |
|----------|---------|------------------|
| 立岩集会場交差点 | 谷地入口交差点 | 谷地火見交差点 |
| 田園プラザ交差点 | 川場湯原交差点 | 永井酒造前交差点 |
| 小学校前交差点 | 上界戸交差点 | 生品交差点（県道と村道の分岐点） |

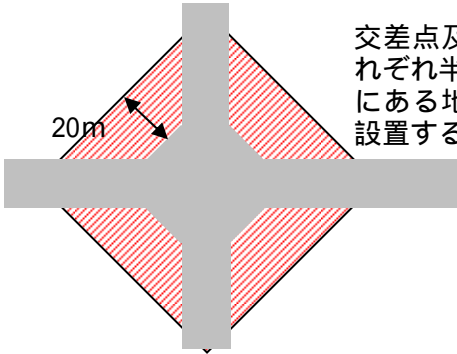
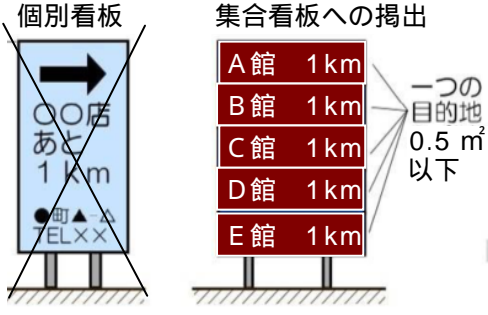


景観保全型広告整備地区

「指定交差点」における基本方針

基本構想

美しい田園景観を守るとともに、観光むらづくり振興を進めるため、村内への誘導、村内主要観光資源への誘導を考える上で、屋外広告物が重要な役割を果たす主要な交差点は、村が取り組む美しいむらづくりを重視する場所として、村などが設置する掲出物件への掲出を基本とし、わかりやすく、安全で、美しい景観づくりを行います。

設置できる広告物	案内誘導広告物
位置及び形状	<p>村などが設置する掲出物件（集合看板）への掲出を基本とする。</p>  <p>交差点及び交差点の外縁からそれぞれ半径20メートルの範囲内にある地区において、村などが設置する掲出物件</p>
面積	1つの目的地につき、0.5㎡以下
色彩等	<p>広告内容の背景である地色：川場村の風景色である「こげ茶」を基本とする。</p> <p>文字：白色又は灰色を基本とする。</p> <p>マーク：1面面積の1/7以下</p>
表示方法	表示内容は原則として名称やマーク、方向、距離のうち、協議によるものとする。
個数	1つの目的地への案内表示は、1掲出物件につき1つとする。
	 <p>個別看板</p> <p>集合看板への掲出</p> <p>一つの目的地 0.5㎡以下</p>

4 許可の基準

[共通基準]

表示面積及び個（枚）数は、必要最小限とすること。

田園景観等に調和した形態や色彩、大きさ、意匠等とし、周囲の環境を損なわないものであること。

道路から山並み景観や広がりのある田園景観や農村景観が見られる地域では、視界をさえぎらない位置や形態であること。

広告内容の背景である地色には、川場村の風景色であるこげ茶、深緑、濃紺や無彩色（白・黒・さまざまな濃度の灰色）とするように努め、原色等（派手でけばけばしい色）を使用しないこと。

文字は、白色又は黒色を基本とすること。

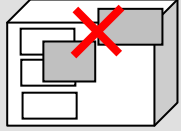
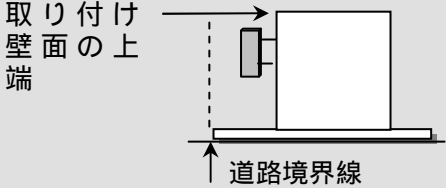
広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他の装飾をしたものであること。

蛍光塗料や反射板などを使用するものでないこと。

容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。

[個別基準]

自家広告物の許可基準

設置できる広告物			
ア 壁面広告物	共通基準	: 壁面からはみ出さないこと : 建築物の2階以上にある窓や開口部の全部又は一部を塞いで表示しないこと 	
	表示面積	1 面面積 1.65 m ²	
イ 突出広告物	共通基準	: 上端は、取り付け壁面の上端を越えないこと : 取り付け箇所は壁面を基本として、敷地からはみ出さないこと 	

設置できる広告物		
ウ 広告板、広告塔	表示面積等	上端の地上からの高さ 5m 1面面積 3.3 m ²
エ 塀広告物	共通基準	壁にじか付け又は直接描くものとし、原則、壁面の 外郭線から突出しないこと
	表示面積	1面面積 1.65 m ²
オ 置き看板	共通基準	道路上に突出しないこと
	表示面積	1面面積 1.65 m ²
	高さ	上端の地上からの高さ 2m

案内誘導広告物の許可基準

設置できる広告物			
カ 広告板、広告塔	共通基準	: 施設や場所への誘導を目的としたものであること : 表示内容は原則として名称、方向、距離のみとする(営業内容の表示は、原則不可とする) : 経路上に最小限とすること : 『景観保全型広告整備地区』は、各地区の基本方針に適合すること : 村のガイドラインを基本として、統一した景観形成に努めること	
	表示面積	1面面積 0.5㎡ 合計面積 1㎡(裏表)	
	高さ	3m	
	個数	1つの目的地につき、1つの交差点(指定交差点では、20m外)付近に2個以下 1つの目的地につき村内5個以下(指定交差点除く)	
表示方法	指定交差点では交差点の外縁から20m以上はなす。 相互間距離は10m以上 1つの目的地につき、屋外広告物相互の距離は1km以上		
キ 電柱広告物	共通基準		: 施設や場所への誘導を目的としたものであること : 表示内容は原則として名称、方向、距離のみとする(営業内容の表示は、原則不可とする) : 経路上に最小限とすること : 『景観保全型広告整備地区』は、各地区の基本方針に適合すること : 村のガイドラインを基本として、統一した景観形成に努めること
	袖付広告物	高さ	(車道上) 地面から4.7m (その他) 地面から3.0m
		出幅	0.6m
		長さ	1.2m
		個数	1本につき1個 1つの目的地につき村内5個以下
	巻付広告物	高さ	地面から1.2m
		長さ	1.5m
		個数	1本につき2個以下 1つの目的地につき村内5個以下

簡易広告物の許可基準

設置できる広告物			
ク 簡易広告物	はり紙	枚数	1面に同一のもの4枚以下
		表示面積	1㎡以下
	はり札	枚数	1面に同一のもの4枚以下
		表示面積	0.2㎡以下
	立看板	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下
表示方法		2個以上表示する場合は、相互の距離を5m以上とすること。	
広告旗 (のぼり旗)	大きさ	縦1.8m以下、横0.9m以下	
	表示方法	2個以上表示する場合は、相互の距離を2m以上とすること。	

その他一般広告物の許可基準

設置できる広告物			
ケ 電柱広告物	共通基準	許可基準(キ)の基準に適合すること(共通基準は除く)	
コ 街灯柱・防犯灯柱 利用広告物	共通基準	<ul style="list-style-type: none"> : 街灯柱と一体型のものであること : 商工会、自治会等が会員名等を表示するためのものであること 	

広告物の表示又は掲出物件の設置が基準に適合しない場合においても、村長が特にやむを得ないと認めるときは、これを許可することができるものとします。

適用除外

例外的に、禁止物件に表示することができる広告物や、許可地域及び制限地域で許可を受けずに
 手続不要で表示することができる屋外広告物を定めています。

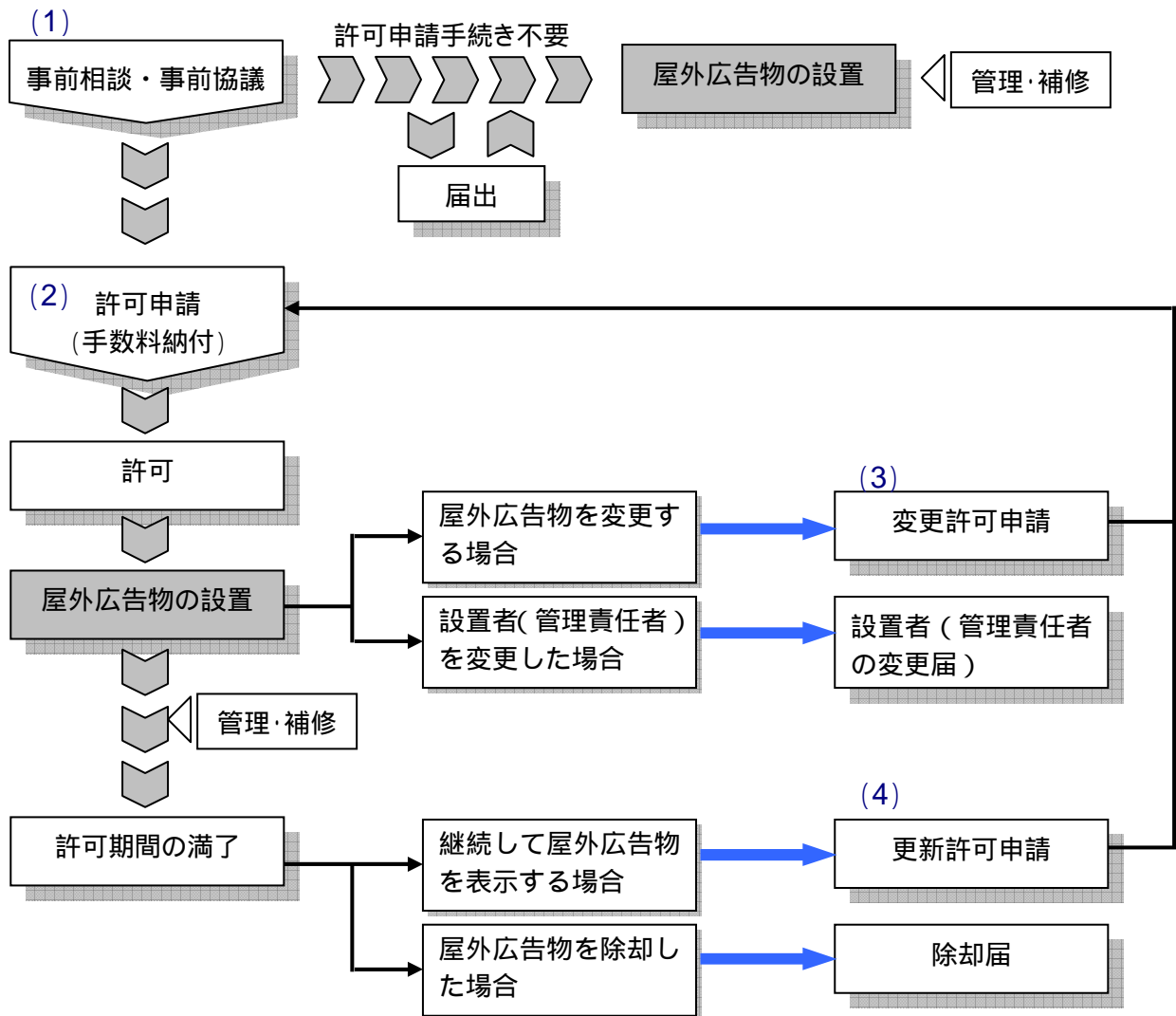
自家広告物をはじめ、社会生活に必要な広告物や規定されています。

ただし、事前協議は必要となります。

区分	禁止物件	手続要否	基準等
	: 表示可 × : 表示不可	不 : 手続不要 届 : 届出必要	
自家広告物			
自家広告物	×	不	許可基準に適合し、総面積 5 m ² 以下の場合
非自家広告物（自家広告物以外の広告物）			
法令の規定により表示・設置する屋外広告物		不	
国・地方公共団体が公共的目的をもって表示・設置する屋外広告物		不	次のいずれかに該当する屋外広告物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪捜査等に係る屋外広告物 ・ 表示期間が 2 か月以内で、表示期間及び表示者名を表記したもの ・ 案内図板
		届	上記以外のもの
公職選挙法による選挙運動のためのポスター・立札等		不	
自己の管理する土地又は物件の管理上必要な屋外広告物		不	1 . 6 5 m ² 以下
簡易広告物	×	不	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可地域：自家広告物で、表示する個（枚）数が敷地の接道延長距離（m）を 3 で除して得た値以下の場合 ・ 制限地域：許可基準に適合し、総面積 5 m² 以下の場合
営利目的でない講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会・労働組合などの屋外広告物及び観光農園等がある一定期間表示する簡易広告物	×	届	表示期間が 1 か月以内のもの
祭典・縁日・年中行事のために一時的に表示する屋外広告物	×	不	祭典などが開催されている期間に限る事前の P R 活動は不可
公共的団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物	×	届	森林組合、商工会、農業協同組合、観光協会等の公共的団体
政治資金規正法第 6 条の届出を行った政治団体が表示する簡易広告物	×	不	表示期間が 2 か月以内で、表示期間（始期と終期）及び表示者名を表記したもの
		届	上記以外のもの（表示期間は 4 か月以内）

許可申請の手続など

【 1 許可申請の手続】（条例第6条他）



(1) 事前相談・事前協議

屋外広告物を設置する場合は、まず、掲出できる地域か否か、該当する屋外広告物の許可基準はどのようになっているか、設置するためにはどのような手続きが必要か等、相談窓口へ問い合わせてください。その上で、設置する場所や内容が分かる書類を持参して、事前協議を行ってください。

(2) 許可申請

事前協議の結果、申請許可手続きが必要と判断された場合は、許可申請手続きを行ってください。

手続きは、申請書類の提出並びに手数料の納付が必要です。

(3) 変更許可申請

許可を受けた屋外広告物を変更、改造しようとするときは、次に掲げる軽微な場合を除き、変更許可申請を行う必要があります。

- ・ 許可申請の内容や、許可条件の範囲内で行う修繕、補強、塗り替え
- ・ 表示面積を変更することなく行う自家広告物の表示内容の更新 など

(4) 更新許可申請

許可期間満了後も引き続き屋外広告物を掲出する場合は、安全性について点検を行い、点検結果を記載した安全点検報告書を添えて、期間満了日の30日前までに更新の許可申請を行ってください。また、更新許可申請を行わない場合には屋外広告物を除却し、除却した旨を届け出てください。

なお、はり紙・はり札・立看板・広告旗は、更新を行うことはできません。

屋外広告物条例の許可申請以外にも、他法令の手続が必要な場合があります。

- ・ 他人の土地や所有物に屋外広告物を表示する場合には、所有者や管理者の承諾が必要です。
- ・ 屋外広告物の高さが4mを超える場合には工作物確認（建築基準法）が、道路上に表示する場合には道路占用（道路法）・道路使用（道路交通法）の許可が必要です。
- ・ 上記以外にも森林法など屋外広告物条例以外の規制がある場合があります。

【2 屋外広告物を表示する者の義務】

屋外広告物を表示する者は、許可を受けた屋外広告物について、次の義務があります。

(1) 許可の表示（条例第14条）

許可や届出の確認（以下「許可等」という。）を受けたときは、その旨の表示が必要です。許可等の際に標識（シール）の交付、又は打刻印を押印しますので、標識（シール）を交付された場合は、許可を受けた屋外広告物にはり付けてください。

(2) 管理義務（条例第15条）

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれを管理する者は、屋外広告物の倒壊や落下等の事故を未然に防ぐために、補修その他必要な管理を怠らないようにし、常に良好な状態に保たなければなりません。

このため、簡易広告物を表示する場合を除き、管理責任者を置く必要があります。

なお、管理責任者を設置したときは届出が必要ですが、許可申請時に申請書の管理責任者欄に必要事項を記載した場合は、省略することができます。

(3) 除却義務（除却の届出）（条例第16条）

次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく屋外広告物を除却しなければなりません。また、その際には屋外広告物除却（滅失）届出書を提出してください。

許可や届出の期間が満了したとき

許可等が取り消されたとき

屋外広告物を表示する必要がなくなったとき

【 3 許可手数料・許可期間 】許可手数料は、許可申請を行う際に現金で納付してください。

屋外広告物の種類	許可期間	手数料	
		単位	金額
広告板、広告塔及びこれらに類するもの(置看板を含む。)(案内誘導広告物は除く。)	3年以内	1㎡までごと	480円
案内誘導広告物	3年以内	1個	280円
電柱、街灯柱を利用するもの	1年以内	1個	280円
はり紙	2ヶ月以内 ただし、表面加工のない紙を使用したものは1ヶ月以内	-	-
はり札		-	-
立看板		1個	280円
広告旗(のぼり旗)		-	-

屋外広告業の登録

屋外広告業を営む場合には、群馬県屋外広告物条例に基づき、登録が必要です。

違反広告物に対する措置

条例に違反する屋外広告物を表示した場合には、勧告や措置命令、公表などが行われます。

【 1 違反広告物とは 】

条例や規則に違反する屋外広告物は、次のようなものをいいます。

- (1) 制限地域や禁止物件に表示された屋外広告物
- (2) 許可地域で許可を受けないで表示された屋外広告物
- (3) 禁止広告物
- (4) 許可条件の違反や管理義務、除却義務を怠った屋外広告物

いずれも、条例制定以前のものも含まれます。

【 2 違反広告物を表示した者に対する措置 】 (条例第17条、第18条)

違反広告物を表示した屋外広告業者や広告主に対して、次のような措置が行われる場合があります。

(1) 勧告

違反広告物を表示している者に対して、改修、移転又は除却など、必要な措置を行うよう文書で勧告します。

(2) 措置命令

勧告に従わない場合には、措置命令を発します。

村長は、措置を命じようとする場合において、管理するものを確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者もしくは委任したものに行わせることができます。

広告物又は掲出物件を保管した場合は、物件の一覧簿を閲覧に供します。

また、これらを売却した場合、売却した代金は、撤去及び売却に要した費用に充てることができるものとします。

なお、正当な理由がなく、この命令に従わない場合は、その旨を公表する場合があります。

広告物の補修・改善に対する助成

村のガイドラインに基づいて、本条例制定前の屋外広告物の補修・改善等を行った場合は、規則で定めるところにより、当該行為に要した費用の一部を助成します。

川場村美しいむらづくり審議会における審議

許可地域の指定・変更、許可基準の変更、景観保全型広告整備地区の指定・変更、屋外広告物協定地区の認定等を行う場合においては、川場村美しいむらづくり審議会の意見を聞くこととします。

(県条例による許可等に係る広告物等に関する経過規定)

この条例施行の際、現になされている群馬県屋外広告物条例の規定により許可を受け、又は届出をして表示され、又は設置されている広告物等については、当該許可又は届出の期間に限り、この条例の規定により許可を受け、又は届出をしなくても、引き続き表示し、又は設置することができます。

前項の期間の満了時において、第6条、第7条、第8条、第10条の規定に適合しない広告物等で、改修、移転又は除却が容易でないと村長が認めるものについては、当分の間、この条例の相当規定により許可の期間の更新をすることができます。この場合において、当該更新に係る許可の期間は、3年を超えない範囲で広告物等の種類ごとに規則で定めるものとします。

(新たに表示等が禁止されることとなる広告物等に関する経過措置)

この条例施行の際、この条例により新たに表示若しくは設置が禁止又は制限されることとなる広告物等で、現に適法に表示又は設置されているもの(前項の規定に該当するものを除く。)については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から1年を経過する日までは、引き続き表示又は設置しておくことができます。

受付窓口(問い合わせ先)

川場村における受付業務の内容	受付窓口
(1) 屋外広告物の表示に関する事前相談、協議 (2) 屋外広告物の表示に関する許可申請や届出	〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2 川場村むらづくり振興課 TEL0278-52-2111 FAX0278-52-2333

屋外広告業の登録申請窓口

県庁 都市計画課	〒371-8570 前橋市大手町一丁目 1-1	027-226-3652	前橋市・高崎市を除く 県内全域
-------------	-------------------------------	--------------	--------------------

発行 川場村
編集 むらづくり振興課

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

TEL : 0278 - 52 - 2111 (代表)

平成23年3月発行